

No 0084-15

大阪市指令公第 115 号

昭和 57 年 8 月 9 日

占 用 許 可 証

申請者 住 所 大阪市西成区萩え茶屋 2-5-23

氏 名 [Redacted] 殿

職 業 釜ヶ崎日雇労組 大阪市長 大島



昭和57年6月5日づけで申請のあった都市公園の占用については、次のとおり許可する。

| | |
|-----------------------------|--|
| 占用物件の種類 数量及び占用面積 | やぐら1基(9m ² 丸太組立式) |
| 占 用 の 目 的 | 釜ヶ崎夏祭り |
| 占 用 の 場 所 | 萩え茶屋南公園 |
| 占 用 の 期 間 | 昭和57年8月12日午前5時から 昭和57年8月16日午後12時まで |
| 占用物件の外観 | 雨の場合順延 |
| 占用物件の構造 | ヤグラ |
| 占用物件の管理の方法 | 申請者において管理 |
| 工事の実施方法 (直営又は請負の別、工法の概要) | 直営(釜ヶ崎夏祭り実行委員会) |
| 工事の着手完成の時期 | 昭和57年8月12日着手 昭和57年8月16日完成 |
| 使用行為の種類、面積、期間等 許可の条件 | 免除 盆おどり 1000m ² 57.8.12~57.8.15 毎日PM5:00~PM10:00 別紙のとおり |

この許可事項を変更しようとするときは、所定の手続きにより
占用変更許可を受けてください。

使 用 料 領 収 証

| 年 度 | 昭 和 | 年 度 | 種 別 | 公 園 使 用 料 |
|-----|-------------|-----|-----|-----------|
| 金 額 | 十 万 千 百 十 円 | | | 備 考 |

- (1) この領収証書は分任出納員及び取扱職員の押印によってその効力を生じます。
- (2) ただし、小切手使用の場合は交換決済後でなければこの領収証書の効力が生じません。

—上記のとおり領収しました。

—昭和—年—月—日—

—大阪市公園局分任出納員氏名—

—取 扱 職 員 氏 名—

公園使用許可の条件

使用者は都市公園法、同施行令並びに大阪市公園条例、同施行規則に定める事項に従うことのほか、次の事項を守らなければならない。

1. 使用前に必ずこの許可証を 天王寺 公園事務所に提示のうえ係員の指示に従うこと。
2. 返還するときは使用期間終了前入念に取りかたづけ、公園事務所の係員の検査を受けること。
3. 公園内の土地、公園施設および有料施設の使用は、善良な管理者の注意をもつて行うこと。
4. 公園内の土地、建物、施設および物品を滅失、損壊又は殺傷したときは市長の定める損害額を賠償すること。
5. 使用に際し使用者が第三者に損害を加えたときは、自己の責任において解決すること。
6. 都市公園法その他関係法令並びに許可事項に違反したとき、および本市が公益上必要と認めるときは、使用期間中であつても許可を取消することがある。

7. 「食おこり」関係に当っては地域住民
 のために、来園者の苦情が出ることを防止し、
 特別の配慮とすべく、事故防止の万全を
 期すこと。

8. 電源は申請者において別途確保し、公園
 施設の電源を使用しないこと。

9. 別紙「公園内での禁止行為」（大沼市公園条
 例）を園児等に徹底させること。

10. 行為（食おこり）のために占用終了後の清掃は
 ために原状回復は申請者において、完全に実施
 し、塵芥等は必ず申請者において、公園外へ
 搬出すること。

11. この許可によつて、万一事故等その他の問
 題が生じた場合は申請者において解決
 すること。

12. 使用時間は、午後10時までとし、延長は一切認めない。

13. 使用時間が、夜にわたるので、騒音等、地元迷惑を及ぼすことのないよう、十分に配慮すること。

14. 花火等、火気類は一切使用しないこと。